

戸田市町会連合会表彰内規

(目 的)

第1条 この内規は、本会若しくは各町会又は自治会の発展に寄与した者に対し、その労をねぎらい、表彰することを目的とする。

(表彰対象者)

第2条 表彰の対象となる者は、次の各号の一に該当し、かつ、役員会で適当と認めた者を表彰する。

- (1) 町会連合会会長又は町会連合会副会長を務めた者
- (2) 町会長又は自治会長を一期(2年間)以上務めた者(前号で表彰を受けた者を除く)
- (3) 町会・自治会役員として通算6年以上務め、当該年度の3月31日をもって退任した者で、かつ、町会長又は自治会長から推薦された者

(表彰の方法)

第3条 表彰の方法は、次の各号のとおりとする。ただし、特別な事情があるときの表彰の時期については、この限りでない。

- (1) 町会連合会会長、町会連合会副会長、町会長及び自治会長の表彰は、感謝状に記念品を添えて町会連合会の定期総会において町会連合会会長が授与するものとする。
- (2) 町会・自治会役員の表彰は、町会連合会会長名の感謝状をもって、町会又は自治会の定期総会において、町会長又は自治会長が授与するものとする。

(追 彰)

第4条 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したときは、これを追彰し、その者が受けるべき感謝状等は、その遺族に贈与する。

(委 任)

第5条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、役員会で定める。

附 則

この内規は、昭和54年5月22日から施行し、昭和54年3月31日

から適用する。

附 則

この内規は、昭和 57 年 5 月 13 日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、昭和 57 年 3 月 31 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 6 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 7 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 9 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 14 日から施行する。